

令和元年第2回企業団議会（第2回定例会）会議録

招 集 令和元年12月26日 午前10時00分

開 会 令和元年12月26日 午前10時00分

閉 会 令和元年12月26日 午前10時09分

会議の区分 定例会

会議の場所 岡山県南部水道企業団議場

出席議員

- 1 番 藤 原 哲 之
- 2 番 梶 田 省 三
- 3 番 田 辺 昭 夫
- 4 番 時 尾 博 幸
- 5 番 藪 田 尊 典
- 6 番 氏 家 勉
- 7 番 大 月 博 光
- 8 番 小 泉 馨
- 9 番 高 原 良 一
- 10 番 細 川 健 一
- 11 番 片 山 貴 光
- 12 番 中 西 公 仁
- 13 番 藤 井 昭 佐
- 14 番 森 守
- 15 番 原 勲

説明のため出席した者

- 企業長 片 山 寛 一  
事務局長 小 田 博 則  
総務課長 近 藤 孝 之  
施設課長 山 下 公 司

議会事務のため出席した者

議会書記

総務課課長補佐 三宅智之

総務課主幹 小池正芳

議事日程

日程 1. 会議録署名議員の指名について

日程 2. 会期の決定について

日程 3. 議案第6号 岡山県南部水道企業団職員の分限に関する手続き及び効果  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 4. 議案第7号 岡山県南部水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

日程 5. 議案第8号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

日程 6. 議案第9号 岡山県南部水道企業団運営協議会委員及び監査委員の報酬  
及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

日程 7. 議案第10号 岡山県南部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会議録署名議員

2番 梶田省三

10番 細川健一

令和元年第2回企業団議会（第2回定例会）会議録

令和元年12月26日 午前10時00分開会

議長（時尾博幸君）

皆さま、おはようございます。

本日、令和元年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆さまには、年末の公私とも何かとご多忙の折り、ご出席いただき誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、12名でございます。

定数に達しており議会は成立いたしますので、ただ今から、令和元年岡山県南部水道企業団第2回定例会を開会いたします。

---

日程1. 会議録署名議員の指名について

---

議長（時尾博幸君）

それでは、お手元の日程表により会議を進めたいと思います。

日程第1、会議録署名議員の指名については、慣例によりまして私より指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2番 梶田省三議員、10番 細川健一議員にお願いいたします。

---

日程2. 会期の決定について

---

議長（時尾博幸君）

次に、日程第2、会期の決定については、会議規則第4条により本日1日限りといたします。

---

日程 3. 議案第 6 号 岡山県南部水道企業団職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 4. 議案第 7 号 岡山県南部水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 5. 議案第 8 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

議長（時尾博幸君）

次に、日程第 3、議案第 6 号、岡山県南部水道企業団職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 5、議案第 8 号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての条例改正案 3 件を一括して上程いたします。

企業長の説明をお願いします。

企業長（片山寛一君）

ただ今、ご上程いただきました議案第 6 号、岡山県南部水道企業団職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号、岡山県南部水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申しあげます。

議案書 1 頁から 9 頁をご覧ください。

これらの改正は、いずれも地方公務員法の改正に伴うもので、議案第 6 号、岡山県南部水道企業団職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の改正並びに議案第 7 号、岡山県南部水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の改正については、会計年度任用職員に係る規定を整備する等のため、条例を改正するものでございます。

議案第 8 号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正については、条例の対象となる職員及び欠格条項に係る引用条項の規定を整備する等のため、条例を改正するものでございます。

何とぞご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（時尾博幸君）

ただ今、説明がありましたが、質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（時尾博幸君）

それでは、この議案について討論のある方は、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（時尾博幸君）

討論を終わり、3件の条例改正案について、一括して挙手により採決いたします。

議案第6号、岡山県南部水道企業団職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第8号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての条例改正案3件については、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（時尾博幸君）

挙手多数。

挙手多数により、これら3件の条例改正案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程 6 . 議案第 9 号 岡山県南部水道企業団運営協議会委員及び監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

(片山議員 入場)

(大月議員 入場)

議長 (時尾博幸君)

次に、日程第 6、議案第 9 号、岡山県南部水道企業団運営協議会委員及び監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程いたします。

企業長の説明をお願いします。

企業長 (片山寛一君)

ただ今、ご上程いただきました議案第 9 号、岡山県南部水道企業団運営協議会委員及び監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申しあげます。

議案書 10 頁から 12 頁をご覧ください。

この改正は、地方自治法の改正に伴い、引用条項の規定を整備するため、条例を改正するものでございます。

何とぞご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

議長 (時尾博幸君)

ただ今、説明がありましたが、質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (時尾博幸君)

それでは、この議案について討論のある方は、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (時尾博幸君)

討論を終わり、採決にはいります。

本案は、挙手により採決いたします。

議案第9号、岡山県南部水道企業団運営協議会委員及び監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長 (時尾博幸君)

挙手多数。

挙手多数により、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程7. 議案第10号 岡山県南部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

議長 (時尾博幸君)

次に、日程第7、議案第10号、岡山県南部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程いたします。

企業長の説明をお願いします。

企業長 (片山寛一君)

ただ今、ご上程いただきました議案第10号、岡山県南部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書13頁から15頁をご覧ください。

この改正は、人事院勧告に対する国の対応等を踏まえ、一般職職員の勤勉手当の支給割

合を改定することを考慮し、議会議員の期末手当の支給割合についても、同じように本年度から100分の5月分の割り増しを行うため、条例を改正するものでございます。

その内容は、第1条では本年度12月期の期末手当の支給割合を100分の222.5から100分の227.5に改め、第2条では、来年度からの改定として、6月期と12月期の支給割合を平準化し、6月期と12月期の支給割合がいずれも100分の225.0になるように改めるものでございます。

なお、第1条の改正につきましては、令和元年12月1日に遡って適用し、第2条の改正につきましては、令和2年4月1日からの施行となります。

何とぞご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(田辺議員 入場)

議長(時尾博幸君)

ただ今、説明がありましたが、質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(時尾博幸君)

それでは、この議案について討論のある方は、ございますか。

10番(細川健一君)

人勧に基づくに改定については、世間一般では労働者の賃金もあまり上がっていないと。それから消費税増税が導入された今、そういうことから鑑みると、私はこの議案については、反対したいと思います。十分な市民一般の同意が得られるような内容ではないので反対します。

議長(時尾博幸君)

他にございませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (時尾博幸君)

討論を終わり、採決にはいります。

本案は、挙手により採決いたします。

議案第10号、岡山県南部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長 (時尾博幸君)

挙手多数。

挙手多数により、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、一般質問ですが、発言通告がありませんでしたので、省略いたします。

以上で、本日予定の案件はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和元年第2回定例会を閉会といたします。

慎重なるご審議ありがとうございました。

令和元年12月26日 午前10時09分閉会